

○運転経歴情報の記録

(第 105 条の 2 第 4 項)

審査基準

令和 7 年 4 月 1 日作成

|              |  |
|--------------|--|
| 法令名          | 道路交通法  |
| 根拠条項         | 第 105 条の 2 第 4 項   |
| 処分の概要        | 運転経歴情報の記録  |
| 原権者<br>(委任先) | 岡山県公安委員会   |
| 法令の定め        | <p>道路交通法第 104 条の 4 第 1 項及び第 2 項 (申請による取消し)、第 105 条 (免許の失効)、第 105 条の 2 第 1 項及び第 3 項 (運転経歴証明書及び運転経歴情報の記録)</p> <p>道路交通法施行令第 39 条の 2 の 5 (運転経歴証明書の交付等)、第 39 条の 2 の 6 (運転経歴証明書の交付等)</p> <p>道路交通法施行規則第 30 条の 8 (運転経歴証明書の交付等の申請の手続)、第 30 条の 14 (運転経歴情報の記録等)</p> |
| 審査基準         |  |
| 標準処理期間       | 岡山県公安委員会が申請による免許の取消しを行い、又は失効した免許に係る免許証を交付し、若しくは特定免許情報を記録した場合であって、当該交付の申請が行われたときは、当該申請の当日中  |
| 申請先          | 運転免許センター、倉敷・津山運転免許更新センター又は警察署(岡山北、倉敷及び津山警察署を除く。)の交通課(交通第一課及び地域交通課を含む。)   |
| 問い合わせ先       | 交通部運転免許課免許作成係  |